

令和6年度太田市重点支援地方給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）の趣旨を踏まえ、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として令和6年度市町村民税均等割が非課税となった世帯に対して臨時的な措置として実施する、令和6年度太田市重点支援地方給付金支給事業（以下「給付金事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 令和6年度太田市重点支援地方給付金（以下「重点支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 重点支援給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、第1号又は第2号に該当する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- (1) 令和6年度市町村民税均等割非課税等である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。）
- (2) 令和6年度市町村民税均等割非課税等である世帯のうち、基準日において世帯に18歳以下の児童（平成18年（2006年）4月2日から令和7年（2025年）4月30日の期間に出生した児童）が含まれる世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和6年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯であって、18歳以下の児童が含まれる世帯をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、令和6年1月1日に一の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に登録があり、かつ、令和6年度の住民税の申告がないことにより令和6年度の課税証明書を発行することができない者を含む世帯は、重点支援給付金の支給要件を満たさないものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、配偶者又はその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、租税条約に基づき、課税を免除された結果、当該市町村民税均等割を免除された者を含む世帯又は他の市区町村から同内容の給付金の支給を受けた者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。
- 6 令和6年1月2日以降に海外から転入し、市町村民税が課されていない者のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条第1項第1号に該当する支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は1世帯当たり3万円とし、同項第2号に該当する支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は児童1人当たり2万円とする。

（支給の方式）

第5条 重点支援給付金の支給を受けようとする者は、令和6年度太田市重点支援地方給付金口座確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）若しくは令和6年度太田市重点支援地方給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）の提出又は確認書内の二次元コードを読み取り、令和6年度太田市重点支援地方給付金 オンライン申請フォーム（以下「オンライン申請フォーム」という。）による次項第3号に掲げる事項の送信を行わなければならない。

- 2 確認書、申請書、オンライン申請フォームによる申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合又は第1号若しくは第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) オンライン申請方式 申請者が確認書内の二次元コードを読み取り、オンライン申請フォームから口座情報その他必要な事項を送信し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、重点支援給付金の申請に当たり、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出し、又は公的身分証明書を提示すること等により、当該申請が申請者本人による申請であることを証するものとする。

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、重点支援給付金の支給の申込みを行う。

2 前項による支給の申込みを受けた支給対象者は、令和6年度太田市重点支援地方給付金受給拒否の届出書（様式第3号）による受給の拒否又は令和6年度太田市重点支援地方給付金支給口座登録等の届出書（様式第4号）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、令和7年1月30日までに前項の申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、重点支援給付金を支給する。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり代理人として第5条の規定による確認書又は申請書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 申請者の法定代理人等（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人は、申請者本人により委任欄に必要事項が記載された令和6年度太田市重点支援地方給付金 代理人申請書（様式第5号）及び確認書を提出する。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は公的身分証明書の提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第8条 重点支援給付金の確認書及び申請書の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和7年4月30日とする。

3 申請書の提出期限は、令和7年4月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、受給権者に対し重点支援給付金を支給する。

(重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第5条の規定による確認書の提出が行われず、かつ、第8条第3項の提出期限までに第5条の規定による申請書の提出が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による確認書、申請書又はオンライン申請を受理し、若しくは市長が支給決定を行った後、確認書、申請書又はオンライン申請の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書、申請書又はオンライン申請の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った重点支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

別記（第3条関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日以前に太田市に居住実態があり、基準日時点で申出者が太田市の住民基本台帳に記録されていない場合にも、当該申出者の重点支援給付金については、太田市長が支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センターの設置する一時保護を行う施設（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において太田市の住民基本台帳に記録されていない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センターの設置する一時保護を行う施設又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）又は行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

③ 基準日の翌日以降に太田市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者とその属する世帯との間に生活の一体性が

ないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者とその属する世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、太田市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第２７条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出）により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において太田市の住民基本台帳に記録されている者については、太田市における支給対象者とする。ただし、太田市で入所等の措置を講じ、長寿あんしん課から社会支援課に対して、太田市の住民基本台帳に記録されていない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者は、支給対象者とする。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（これに準ずる者として措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。）（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。